

令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 令和8年度地域課題解決型起業支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年知事規則第67号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要項に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領」に規定する、地域課題解決型起業支援金事業の効率的かつ適切な執行を図るために交付するものである。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、茨城県内全域において事業を最も効率的かつ適切に遂行する能力を有する者として、次項で示す審査会で選定された者とする。

- 2 補助事業者の選定については、審査会を設置し、当該審査会において、選定基準に基づいて審査し、補助対象者として最も適切と認められる者を選定する。
なお、審査会の設置及び運営に関し、必要な事項については別に定める。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という)は、次の各号の業務によって実施する起業支援事業とする。

- (1) 地域課題の解決に資するためにデジタル技術を活用して新たに起業した者や Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野でデジタル技術を活用して事業承継、第二創業した者(以下「起業者等」という。)の公募・補助事業の周知
- (2) 事業計画の審査・採択・起業支援金の交付決定
- (3) 起業支援金の交付
- (4) 起業者等からの報告聴取及び起業者等への監督
- (5) 起業者等の個人情報の管理

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費であって、別表の経費の欄に掲げるもののうち、知事が必要と認める経費とする。

(別表)

事業区分	経費区分	内容	補助率及び補助上限額
補助	人件費	補助事業に直接従事する事務職員の配置に要する基本給、諸手当、社会保険料(事業主負担分に限る。)	補助対象経費の10分の10(予算の範囲内とする。)
	事務費	補助事業の実施に要する謝金、旅費、広告費、消耗品費、会議費、通信運搬費、広報・周知費、その他必要と認める経費	
	補助費	起業支援金	補助対象経費の10分の10(予算の範囲内とし、1件当たりの補助上限額は、200万円とする。)

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、別途知事が指定する日までに補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する補助金の交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項における軽微な変更とは、次の場合をいう。

補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない範囲で事業計画の細部を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況等について報告を求めることができる。

(概算払)

第12条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払請求書(様式第4号)を、知事に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を、知事に提出しなければならない。この場合において、前条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条に基づく実績報告書が提出された場合は、書類検査及び必要に応じた実地検査を行い、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合は、当該補助事業に係る補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業終了後 5 年間は、補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(補助金の返還等)

第 17 条 知事は、補助事業者が補助金を補助対象以外の目的に使用したとき、その他交付決定の条件に違反したときは、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、若しくは既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができるものとする。

附則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

なお、規則第 4 条に定める交付の申請その他事前準備行為については、この要項の施行日前においても行うことができるものとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
申請者
連絡先（電話番号）

令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付申請書

令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要項第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 補助事業計画書のとおり
- 2 補助事業開始日及び完了予定日
開始予定日 令和 年 月 日
完了予定日 令和 年 月 日
※事業完了予定日は、令和9年2月28日を超えないこと。
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額
補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金交付申請額 円
- 4 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
別紙2 経費配分表のとおり
- 5 同上の金額の算出基礎
- 6 補助金の受領方法
(1) 直接払
(2) 隔地払
(3) 口座振替払
振込先銀行名 銀行 店
預金種目
口座番号
フリガナ
口座名義人
- 7 添付書類
・ 補助事業計画書（別紙1）
・ 地域課題解決型起業支援事業に要する経費配分表（別紙2）

(注) 仕入控除税額を減額して申請する場合には次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

補助事業計画書

(1) 事業概要

(2) 必要性

(3) 目標

(4) 期待される効果

地域課題解決型起業支援事業に要する経費配分表

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	経費内訳
人件費				
事務費				
補助費				
合計				

※経費内訳は別葉でも可

技 革 第 号

令和 年 月 日

（補助事業者） 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請があった標記の補助金については、令和8年度地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第7条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及び内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金交付決定額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。
- 4 その他、（補助事業者）は茨城県補助金等交付規則（昭和36年知事規則第67号）の定めるところに従わなければならない。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
申請者
連絡先（電話番号）

令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、上記の補助金について変更したいので、令和8年度地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要項第9条の規定により、別紙のとおり申請します。

- (注) 1 変更の理由及び内容はできるだけ詳細に記入すること。
2 中止、廃止にあたっては、中止または廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
3 仕入控除税額を減額して申請する場合には次の算式を明記すること。
補助金所要額 — 消費税等仕入控除税額 = 補助金額

別紙

変更理由及び変更内容書

1 変更の理由

2 変更の内容

事業の内容

地域課題解決型起業支援事業

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
申請者
連絡先（電話番号）

令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金 概算払請求書

このことについて、令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要項第12条第2項の規定により、概算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払を要する理由

2 交付決定額 円

3 概算払請求額 円

4 残 額 円

5 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金の種類	1 普通 2 当座 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
申請者
連絡先（電話番号）

令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、上記の補助金について、令和8年度 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要項第13条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定年月日及び金額

令和 年 月 日付け 第 号
金 円

2 補助金概算払受領年月日及び金額

令和 年 月 日付け 第 号
金 円

3 事業の実施内容及び成果に関する報告及び補助事業の収支計算書

別紙のとおり

- (注) 1 事業の実施内容及び成果はできるだけ詳細に記入すること。
2 補助対象となる経費について各々の積算明細の資料を添付すること。
3 実績報告書に次の算式を明記すること。
補助金所要額 － 消費税等仕入控除税額 ＝ 補助金額

別紙

実績報告及び収支計算書

1 事業名

2 実施内容及び効果

3 補助事業収支計算書

事業区分	補助事業に要する 経費		補助対象経費		補助金充当額		備考
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額	
地域課題解 決型起業 支援事業							